

件名

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年 金融庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">第二条から第五条まで 削除</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(TLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)</p> <p>第二条 標準的手法採用金庫(第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適用であるかどうかを判断するための基準(以下「新告示」という。)第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。次条第一項並びに附則第五条第一項及び第三項において同じ。)においては、TLAC規制対象会社(新告示第一条第七十九号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。)のその他外部TLAC調達手段(新告示第一条第八十号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。)のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日(以下この条において「TLAC規制適用日」という。)までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日まで</p>

の間は、新告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法採用金庫（新告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用金庫をいう。次条第二項において同じ。）においては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第一百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（その他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャーに関する経過措置）

第三条 標準的手法採用金庫においては、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して十年を経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次の各号に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次の各号に掲げるものにあつては、適用日において次の各号に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新告示第一条第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新告示第一条第八十三号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用金庫においては、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第四条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第一条の規定による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧告示」という。）第百十四条の承認を受けた金庫が、同日の直前まで、旧告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出にする当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的

内部格付手法を用いている場合には、新告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「金庫を標準的手法採用金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「金庫を基礎的内部格付手法採用金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第五条 金庫のうち、先進的計測手法採用金庫（新告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用金庫をいう。）に該当しない標準的手法採用金庫にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日 **二十五パーセント**

(リスクリテンションに関する経過措置)

第六条 金庫がこの告示の適用の日(以下「適用日」という。)
)において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェ
 イトについては、当該金庫がその保有を継続している場合に
 限り、第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第
 一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、
 労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし

までの期間	
平成三十二年三月三十一日から起算し て一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算し て一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2

前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する
 日前に、新告示により算出される証券化エクスポージャーに
 係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧告示により算出
 される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット
 の額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消
 された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3

標準的手法採用金庫が第一項の規定の適用を受ける場合又
 はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁
 長官及び厚生労働大臣に届け出るものとする。ただし、同項
 の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用金
 庫は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を
 届け出ることとはできないものとする。

(リスクリテンションに関する経過措置)

第六条 金庫が適用日において保有する証券化エクスポージャ
 ーのリスク・ウェイトについては、当該金庫がその保有を継
 続している場合に限り、新告示第二百二十四条第三項の規定
 は、適用しない。

自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため
の基準第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年 金融庁 告示第 厚生労働省 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う金庫については、なお従前の例による。